

○練馬区立男女共同参画センター運営委員会設置要綱

昭和63年 5 月 27 日

練区活発第4021号

(目的および設置)

第 1 条 練馬区立男女共同参画センター条例（昭和61年12月練馬区条例第47号。以下「条例」という。）第 4 条に規定する事業の円滑な推進を図るため、練馬区立男女共同参画センター運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、つぎに掲げる事項について意見をとりまとめ、総務部人権・男女共同参画課長へ報告するものとする。

- (1) 練馬区立男女共同参画センター（以下「センター」という。）の施設の利用および運営に関すること。
- (2) 事業の計画に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長および副委員長は、第 3 項に定める委員の中から互選により選出する。

3 委員は、つぎに掲げる者の中から区長が委嘱した者20名程度をもって構成する。

- (1) 学識経験者 4 名程度
- (2) 男女共同参画センター登録団体の構成員からの公募による者 7 名程度
- (3) センターが所在する地域での活動を行う者 1 名程度
- (4) 一般公募による者 8 名程度

(委員長および副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項により再任される委員の再任については、通算して3期を限度とする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、資料の提出を求め、意見の聴取等を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、条例第19条に規定する指定管理者が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営につき、必要な事項は総務部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に委員として委嘱されている者については、第5条第1項の規定により選任されたものとみなし、その再任限度は第5条第2項の規定にかかわらず従前の例による。

付 則 (平成18年3月29日17練総人第609号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月19日21練総人第657号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月19日23練総人第545号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日2練総人第153号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和4年2月3日3練総人第396号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。